

小山工業高等専門学校グローバル教育センター規則

制 定 令和5年12月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第10条第2項の規定に基づき、本校グローバル教育センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、グローバル教育を推進するため、海外の機関との交流、学生の国際交流及び外国人留学生の受入等の促進・支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 海外の機関との交流に関すること。
- 二 留学生に関すること。
- 三 学生のグローバル教育、留学、海外語学研修に関すること。
- 四 その他グローバル教育に関すること。

(組織)

第4条 センターに、センター長、副センター長及び次に掲げるセンター員を置く。

- 一 国際主事補
- 二 教務主事補，学生主事補，寮務主事補 各1名
- 三 各学科及び一般科から各1名
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、国際主事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、国際主事補のうちからセンター長が指名する。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 センター長に事故等が発生した場合は、副センター長がその業務を代行する。

(部門)

第7条 センターに次に掲げる部門を置く。

- 一 グローバル教育部門
- 二 短期受入・派遣部門
- 三 長期受入部門
- 2 グローバル教育部門は、グローバル教育に関する企画及び立案、海外研修旅行を担当する。
- 3 短期受入・派遣部門は、短期留学生（単位認定を伴わない6月未満のものに限る。）の受け入れ（学寮に関する業務を除く）、本校学生の留学、海外語学研修、海外交流協定を

担当する。

- 4 長期受入部門は、留学生（単位認定を伴わない6月未満のものを除く。）及び学生の国際交流、短期留学生（単位認定を伴わない6月未満のものに限る。）の受け入れ（学寮に関する業務に限る）を担当する。

（運営委員会）

第8条 センターに関する次に掲げる重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 一 センターの管理運営に関する重要事項
- 二 グローバル教育・国際交流の方針に関する事項
- 三 センターに置かれた各部門間の連携及び調整を要する事項
- 四 組織及び施設・予算に関する事項
- 五 その他グローバル教育に関する重要事項

（組織）

第9条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 各部門長
- 四 学生課長
- 五 本校の専任教員のうちから、校長が必要と認めた者

（運営委員会委員長）

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故等が発生した場合は、副センター長がその職務を代行する。

（運営委員会の議事）

第11条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、別に定める事項を除き、出席者の過半数をもって決するものとする。

（委員以外の者の出席）

第12条 委員長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第13条 センターに関する事務は、学生課において行う。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校国際交流センター規則（平成29年12月13日制定）、小山工業高等専門学校国際交流室規程（平成29年12月13日制定）、小山工業高等専門学校留学生室規程（平成29年12月13日制定）、小山工業高等専門学校グローバルオフィス規程（令和元年10月23日制定）及び小山工業高等専門学校グローバル教育推進委員会規程（令和元

年 10 月 23 日) は、廃止する。